長崎県立大学地域連携センター規程

平成20年4月1日 規 程 第 65号

改正 平成23年4月1日規程第25号

改正 平成27年3月3日規程第28号

改正 平成28年3月23日規程第24号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人組織規則(平成20年規程第3号)第11条第2項の規定に 基づき、長崎県立大学地域連携センター(以下「センター」という。)の運営に関し、必要な事項 を定める。

(設置及び目的)

- 第2条 長崎県立大学が持つ人的、物的、知的資源や組織などを総合的に活用し、共同研究や学術 交流、産学官連携を促進し、また、県民の生涯学習やまちづくりなどに積極的に貢献することに より、県民の健康と福祉の向上、地域産業の振興、新たな文化の創造等に寄与するため、センター を設置する。
 - 一部改正[平成23年規程第25号]

(業務)

- 第3条 センターは、次に掲げる事項及びセンターの目的を達成するために必要な業務を行う。
 - (1) 産学官連携に関すること。
 - ア 産学官連携に関する事業計画の策定に関すること。
 - イ 学外関係機関等との共同研究・受託研究・学術交流に関すること。
 - ウ 学外関係機関等への技術者研修及び研究技術等の相談に関すること。
 - エ 情報発信のためのホームページの管理運営に関すること。
 - オ 大学発ベンチャーに関すること(インキュベーションルームの管理・運営に関することを 含む。)
 - カ 知的財産の管理・運用及び発明審査に関すること。
 - キ 自治体、他大学との連携事業等の実施、調整等に関すること。
 - ク その他、産学官連携に関する事務・事業の企画・実施等に関すること。
 - (2) 生涯学習支援に関すること。
 - ア 地域住民の生涯学習支援に関する事業計画の策定に関すること。
 - イ 公開講座、地域公開講座、学術講演等の企画・実施に関すること。
 - ウ 特別講義、セミナー、講演会等の広報に関すること。
 - エ その他、地域住民の生涯学習の支援に関する事務、事業の企画・実施等に関すること。

(組織)

- 第4条 センターは、センター長、副センター長及び次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 産学官連携担当 各学部から選出された教員 各1人
 - (2) 生涯学習等支援担当 各学部から選出された教員 各1人
 - (3) 大学事務局企画広報課長
 - (4) シーボルト校事務局総務企画課長
 - 一部改正「平成23年規程第25号、平成28年規程第24号]

(センター長)

第5条 センター長は、センター全般の業務及び運営を統括する。

2 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副センター長)

- 第6条 副センター長は、センター長の職を補佐する。
- 2 副センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。
 - 一部改正「平成23年規程第25号]

(任期)

- 第7条 第4条第1号及び第2号に掲げる教員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

追加[平成23年規程第25号]

(会議)

- 第8条 会議は、センター長が召集し、その議長となる。
- 2 会議は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

追加[平成23年規程第25号]

(構成員以外の者の出席)

第9条 センター長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴く ことができる。

追加[平成23年規程第25号]

(部会)

- 第10条 センターに、次に掲げる部会を置く。
 - (1) 産学官連携部会
 - (2) 生涯学習支援部会
- 2 産学官連携部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 第4条第1号、第3号及び第4号に規定する者
- 3 生涯学習支援部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 第4条第2号から第4号に掲げる者をもって構成する。
- 4 センターは、第1項各号に掲げる部会のほか、必要に応じて部会を置くことができる。
- 5 部会の組織、運営その他必要な事項は別に定める。

追加[平成23年規程第25号]

(発明審査機関の設置)

- 第11条 長崎県公立大学法人職務発明等規程第13条の規定に基づき、職務発明の審査を行うため、 センターに発明審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 第4条第1号に規定する教員のうち、知的財産関係を担当する者
 - (4) 発明者が所属する学部の学部長

- (5) 大学事務局長
- (6) シーボルト校事務局長
- (7) 学長が指名する者
- 3 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。
- 6 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 一部改正「平成27年規程第28号]

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正 [平成23年規程第25号]

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規程第25号)

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(細則の廃止)

2 長崎県立大学地域連携センター細則(平成20年細則第9号)は廃止する。

附 則 (平成 27 年 3 月 3 日規程第 28 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(任期)

2 平成 27 年 4 月 1 日に任命される者の任期は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成28年3月23日規程第24号)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(学部学科再編に伴う経過措置)

2 学則の一部を改正する規則(平成27年3月24日規則第7号)による改正前の学則に規定する 経済学部及び国際情報学部については、第4条第1項第1号及び第2号の規定は適用しない。